



『県下一斉徴収強化月間』のお知らせ

～市税は必ず納期限内に納めましょう～

小松島市では、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、徳島県および県内全市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めています。

強化月間中は、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となって行っています。

滞納処分(差押)とは？

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状・催告状を送ります。それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを行い、差押などの滞納処分を執行します。
※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

問 市税務課 納税担当(市役所1階)

☎32・3928 / FAX33・3401

✉nouzei@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

まずは税務課に早めの納税相談を！

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに市税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひご利用ください。

簡単に利用
専門相談員の対応で安心
万全のセキュリティで安全

オンラインで子育て相談をしてみませんか

11月より、乳幼児(おおむね生後7か月頃から小学校入学まで)を養育する保護者を対象に利用者支援員等の専門職員によるオンライン相談を始めました。ご自身のスマートフォン・タブレット端末・PCにてご相談いただけます。

お気軽に、小松島市母子手帳アプリ母子モ「おひさま」オンライン相談をご利用ください。

ご利用方法

1. アプリを二次元コードから読み取り、ダウンロードしてください。

WEB版からもご利用いただけます。

URL: <https://www.mchh.jp/Login/Next>

※通信料は利用者負担となります(ダウンロード・利用料は無料)。

2. 「HUGくみ」に相談申込の電話連絡をし、確定メールを送付する。

3. 担当課よりオンライン相談用のURLを保護者へメールで通知します。

4. 通知にて指定された日時に、オンライン相談を実施します。



問 児童福祉センター 子育て応援教室「HUGくみ」 ☎39・1273

物品購入等の入札参加資格審査申請の追加受付を行います

令和6年度に市が発注する物品の購入または役務の提供などの「指名競争入札参加資格申請書」の追加受付を行います。市ホームページから申請書の様式等をご確認のうえ、申請してください。なお、従来の紙による申請に加え、「電子申請サービス」による電子申請も可能です。ぜひご利用ください。

■ 受付期間(土・日・祝日は除く)

令和6年1月4日(木)から31日(水)まで

◎ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(持参で提出する場合)

■ 提出場所(郵送、持参で提出する場合)

市建設管理課(市役所4階)

■ 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



添付書類に必要な納税証明書(国税分)は、e-Taxを使ったオンライン請求がご利用できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

問 市建設管理課(市役所4階)

☎32・2121 / FAX33・1559

✉kensetsukanri@city.komatsushima.
i-tokushima.jp